

第2回
社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会
議事録

消費者庁消費者教育推進課

第2回社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会 議事次第

1 日 時 令和2年12月21日（月）14：00～15：54

2 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

3 議題

- (1) インターネットの安心安全な使い方を周知するための取り組み
一般財団法人インターネット協会 主幹研究員 大久保様
- (2) KDDI情報モラル講座（青少年・シニア）について
KDDI株式会社 サステナビリティ推進室 室長 中村様
- (3) 公益社団法人日本PTA全国協議会におけるデジタル関連の取組について
公益社団法人日本PTA全国協議会 会長 清水様
- (4) 分科会の今後の進め方について

4 出席者（敬称略・50音順）

委員：東珠実、坂倉忠夫、坂本有芳、永沢裕美子、中村新造、俣倉朋美
オブザーバー：総務省総合通信基盤局消費者行政第一課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
独立行政法人国民生活センター

消費者庁：片岡審議官、吉村消費者教育推進課長

5 配付資料

資料1 インターネットの安心安全な使い方を周知するための取り組み
(一般財団法人インターネット協会報告資料)

資料2 KDDI情報モラル講座（青少年・シニア）について
(KDDI株式会社報告資料)

資料3 公益社団法人日本PTA全国協議会におけるデジタル関連の取組について
(公益社団法人日本PTA全国協議会報告資料)

資料4 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会の今後の進め方
参考資料

参考資料1 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会 委員名簿

参考資料2 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会 運営要領

参考資料3 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会について

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「第2回 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会」を開催させていただきます。

委員の皆様方、オブザーバーの皆様方、御多用のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、原委員がご欠席となっており、東委員、坂本委員、保倉委員がウェブでのご参加となっております。

また、中村委員におかれましては、別のご予定が終わり次第、ご参加される予定となっております。

ウェブで御参加いただきました委員の皆様におかれましては、御発言のない際には、マイクをミュートにしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、坂倉座長に、よろしくお願ひいたします。

○坂倉座長 それでは、これより議事次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、各団体様から、それぞれのお取組について、お話を伺いすることにしております。

早速、ヒアリングに移りたいと思います。

本日は、3団体様、一般財団法人インターネット協会様、KDDI株式会社様、公益社団法人日本PTA全国協議会様、この3社より、御発表をいただくこととしております。

世代別のデジタル関係の利用状況等を踏まえた教育、啓発、あるいはPTAの取組などについてお話を伺いいたします。

それでは、議題の1番目でございます「インターネットの安心安全な使い方を周知するための取り組み」につきまして、一般財団法人インターネット協会、大久保様に御報告をいただきます。

それでは、大久保様、よろしくお願ひいたします。

○大久保氏（インターネット協会） 本日は、よろしくお願いします。

一般財団法人インターネット協会の大久保と申します。

では、15分間、お話しをさせていただきます。

2ページ、本日、お話しごすることは、5つあります。

「ネットトラブル相談」「ルール＆マナー検定」「インターネット利用アドバイザー」「知っておきたい『その時の場面集』」「インターネット利用手記コンクール」です。

3ページ、当団体は、20年前に設立しました。私は、設立当初より研究員として従事しております。

インターネット関連事業者の活動の普及促進、インターネット利用者のための安心安全活動を行っております。

今回、お話ししますのは、活動の中のインターネット利用者のために、どのような普及啓発、教育活動を行っているのかについてです。

4ページ、取組の1つ目です。

ネットトラブル相談のポータルサイト、インターネットホットライン連絡協議会です。当団体の設立前からある組織で、23年前より運営しております。

左上に、相談はこちらというバナーがありまして、ここをクリックして、相談内容を記入していただきます。

ネットトラブル相談は、多岐にわたります。ですので、どこに相談したらよいのか分からぬ相談者に向けて、たらい回しをすることなく、適切な相談窓口を紹介しています。

5ページ、相談を2件紹介します。

1つ目、ゲーム課金、「息子がゲームでガチャを回したいから、課金したい」と言ったので、1,000円～3,000円ぐらいならいいと言ったら、それではレアキャラが出ないと言う。4万ぐらいは課金しないとゲットできない計算に、ゲームを進められないのもかわいそうだし、かといって4万は出せない」という相談です。このように息子さんが親に相談している場合は、ほほえましい家族の例です。

親子でゲーム利用のルールや、利用時間のルールをつくると良いでしょうとお勧めします。一方で、スマートフォンの端末で課金制限する方法をアドバイスします。

そして、利用するのならば、利用規約やヘルプページ、問い合わせページを見ておくと良いでしょうとお話しします。

年齢に応じた課金限度額などが書かれているページも見つけることができます。

6ページ目、2つ目、スマートフォンから音楽サイトを登録したけれども、うまく退会ができていないという相談です。

携帯電話会社の請求払いになっていて、継続課金のままで解約できていないとの内容ですけれども、退会しても課金が継続ということは不思議ですね。正式な退会手続を踏んでいなかつた可能性がありますので、音楽サイトへ問い合わせをするようにとお話しします。

そのほかにも、何か月も請求明細を見ていなくて放置したり、何か月も銀行の通帳を記帳しなかつたりで、早目に気づいていれば良かったのにという例も見られます。

7ページ、このような相談事例から知ってほしいことを3つにまとめました。

1、端末の設定画面で決済手段をきちんと確認すること。

2、定期購入を解約するときは、慎重になること。

3、どのヘルプページを見ると良いかを知ることです。

8ページ、取組の2つ目です。

インターネットを利用するためのルールとマナーの知識を身につけているかどうかを評価する検定テストを4種類実施しています。

左からビジネス版50問、こどもばん、2種類30問、大人版100問です。

インターネットで、いつでも受検できて無料です。

9ページ、検定テストのこどもばんの例です。

右下に水色とピンクの個所が問題の例なのですけれども、水色のほうがパスワードの管理について、ピンクのほうは、メールの件名のつけ方についてですが、選択肢の中から正

解を選ぶ方法ですので、記述式ではなく、簡単に受けることができます。

検定終了後には、全ての回答と解説を見ることができまして、30問中27問以上正解で合格です。

10ページ、テキストを2種類販売しています。

こどもばんは、教科書の参考テキストとしても紹介されています。

11ページ、検定を受けた方、テキストを読んでいただいた方からの感想です。

必要なルールとマナーが網羅されていると思うとか、検定の採点結果を見せて、宿題にしますとか、学習塾でおすすめ本として紹介したいとかなどをいただいております。

12ページ、取組の3つ目です。

インターネット利用アドバイザーの制度を実施しております。

利用者から話を聞き、分かりやすくアドバイスできる方へ称号を付与しております。

学校や地域、職場でのセミナー講師や、先ほど紹介した検定問題の作成や、各種マニュアルの作成などでの活躍を期待しています。

大人版の検定試験に合格し、論文を提出し、面接試験によりアドバイザーの称号を与えます。現在、59名登録しています。

ところで、アドバイザーなので、インストラクターではありません。一方的な話ではなく、どういうアドバイスをすればよいか、その人の話を聞いて、分かりやすくアドバイスできるところが特徴になります。

13ページ、セミナーは、青少年、保護者、指導者、それから、社会人、シニアの皆様向けにお話しします。

14ページ、2003年頃から依頼を受けてセミナーを行っておりますが、どんどん新しくなるインターネットです。一度実施した学校から何年も連続しての依頼も多くあります。

今年は、コロナの影響で、オンライン講演も増えてまいりました。質問で多いのは、親子でスマホ端末をどのように扱うのか、使い過ぎないようにするためにには、どうしたら良いか、そして、ゲームや課金の仕組みについて教えてほしいなどを聞かれます。

15ページ、講師により様々ですけれども、できるだけ具体的にお話しすることを心がけております。

資料の例を3つ紹介します。左は、ゲーム課金の相談事例、右上は、友達と一緒に写した写真を掲載していいのかという質問を投げかけるもの、右下は、講師の実際のフェイスブックの画面を使ってお話ししております。

16ページ、4つ目、SNSのマニュアルです。

ウェブページで、無料で公開しております、今、当団体が頑張って作っている資料「インターネットを利用する際に、知っておきたい『その時の場面集』」になります。

なぜこの資料を作ったのか、理由があります。私たちは、相談を受けていて分かることがあります。

それは、せめて、これだけでも知っていれば、トラブルを避けることができたのではな

いかということ。それをマニュアルの形でまとめました。

作成したマニュアルは、SNS事業者様に内容を確認してもらってから公開しております。
17ページ、場面集の目次の例です。

例えば、登録可能な年齢、公開範囲の設定、パスワードを忘れたとき、ハッキングを受けているときなどですが、初めて利用するときとか、思わぬトラブルに遭う前に見ておいたほうが良いことです。

18ページ、場面集の例、TikTok編です。

このように、実際の登録画面のスクリーンショットを撮っています。登録時には、生年月日の年齢確認画面が表示されることが分かります。

TikTokは、利用規約で13歳以上と定められています。

19ページ、Facebook編は、Facebook公式ページで紹介していただきました。その時期のページのアクセス数は、1か月で11万件にも上っています。

20ページ、スマートフォンの基本的なマニュアルもつくっています。

アンドロイドとアイフォンの2種類です。

アプリで利用制限や課金制限、位置情報などのプライバシーに関する各種の機能制限などを盛り込み作成しました。

使いこなしていそうに見える若者でも、実は基本的なことを知らなかつたりすることもあります。

21ページ、フィルタリング編も3種類作成しています。

スマートフォン、パソコン、ゲーム機で、フィルタリングは難しそうに見えますが、仕組みさえ知っていれば、なるほどと思っていただけると思います。

22ページ、ゲーム機、音楽プレイヤー、ルーター編の目次です。

フィルタリングメーカーからフィルタリングサービスが提供されています。

Wi-Fi接続によるインターネットへのアクセス機能があるかどうかを確認し、必要に応じ、フィルタリングサービスを利用してください。

23ページ、フィルタリングとは別に、ペアレンタルコントロールがあります。フィルタリングは、事業者が評価したサイトを許可、遮断するもの。ペアレンタルコントロールは、保護者が子供の成長に合わせて制限するものです。

セミナーや相談で、保護者へお話しすると、ペアレンタルコントロールの方はほとんど知られていないという実感がありますが、この機能は、ぜひ知ってほしいことです。

24ページ、画面集のアイフォン編から紹介します。

これが、アイフォンのペアレンタルコントロール機能になります。

設定にあるスクリーンタイムという機能が搭載されていますが、保護者が4桁のパスワードで、パスコードで管理し、子供が設定変更できないようにします。

25ページ、アプリをインストールさせない、許可しないという設定もできます。

子供が勝手にゲームアプリなどを入れないようにするというものです。

26ページ、アプリごとに設定されている年齢がありますが、その年齢以上のアプリを使えないようする設定です。これを設定することで、画面から、そのアプリが表示されなくなります。

27ページ、課金を許可しないという設定もできます。こちらは、余り知られていないようです。

28ページ、アンドロイドも同様の機能があります。

プレイストアのレベル設定で、利用者の成熟度に合わせて設定することができます。

29ページ、購入時にパスワード認証が必要という設定もでき、アプリを購入できないようになります。

30ページ、このような場面集を見ていただいた方からの感想なのですけれども、私のような相談員の方から、警察から、PTAから、そして、講師からです。

利用者のためにつくったものなのですけれども、実は、相談員など、アドバイスを行う方から参考になるという感想をいただきました。

例えば、上から2つ目、より具体的な解説になっているので、先生方にも、ぜひ知っていただきたい。

ゲーム課金の仕組み、確認の流れなど、うちの子供がやっていなければ、私も手順が分かりませんでした。

一番下の5つ目、講演だと概略になるけれども、このような痒いところに手が届くような資料があるといいですという感想は、うれしかったです。

最後に、5つ目の取組、コンクールです。

自らのインターネット利用体験談を書いてもらい、参考になる体験談を優秀作品として表彰しています。

これまで5年間、5回行いました。4つの部門があり、それぞれ毎年20名程度優秀作品を選び、公開しています。

32ページ、親子のルールづくり部門の最優秀賞に選ばれた40代の女性のですけれども、こういう例です。

息子と約束した我が家のスマホルール。中学生です。

1、利用はリビングのみ。

2、長時間の利用はしない。

3、ゲームアプリは3個まで。

4、自宅ではSIMでの通信は低速モードのみということで、続きがあります。

その後、どうなったか。無事受験を終え高校生になった息子は、交渉を行ってきた。

1、自分の部屋での利用も許可。

2、長時間の利用は、そのまましないと。

3番、ゲームアプリの数は4個までと1つ増えました。

4、SIMでの通信を月3ギガまでは高速ということで、少し緩めたということですが、1

年半前に決めたスマホルールは、決して子供を縛るためのものではなく、子供の自主性を育ててくれたのだと思いますと述べています。

34ページ、コンクールの感想を読んだ方からです。

新鮮な考え方を知った。

ルールづくりのヒントになるものが多かったという感想をいただきました。

ところで、私たち、このコンクールをやってみて、はっと気づかされることがありまして、これまでの教育の方法は、これをしてはいけないとか、対策をしましょうという方法が多かったと思いますが、頑張っている方の、これをするとよい、こういうときはこうしようという良い例、好事例の実体験を知ることのほうが、もしかして、より効果的なのではと思いました。

35ページ、まとめます。

先ほど言いましたことを、もう一度述べさせてください。

端末の設定画面で、決済手段をきちんと確認すること。

設定画面が仕様変更されることがあるので、時々、設定画面をチェックする習慣をつけること。

2、定期購入を解約するときは、慎重になること。

アプリを消しても解約できません。

正式な手順で行うこと。

3、どこのヘルプページを見ると良いかを知ること。

利用規約を見て、利用可能な年齢を知ったり、具体的な画面を見ながら、一通りの手順を確かめることです。

これからも、より実践的、具体的な周知を進めていきたいと思います。

お聞きいただき、ありがとうございました。

○坂倉座長 大久保様、大変興味深いお話をありがとうございました。

○大久保氏（インターネット協会） ありがとうございました。

○坂倉座長 それでは、委員の先生方、ただいまの御説明について、御質問がありましたら、お願いいいたします。

また、ウェブで御参加の先生方は、御質問があれば、お声を上げていただきくなり、あるいは合図をしていただくなり、お願いいいたします。

では、どうぞ。

では、永沢委員、お願いいいたします。

○永沢委員 大久保様、今日は、大変参考になるお話をありがとうございました。

私はNACSという消費者団体の代表理事をしておりまして、私どももインターネットのリテラシーの普及について取組を始めておるのですけれども、素人集団なものですから、御協会のような専門家の方々が、しかも20年にわたる御実績をお持ちであるということを知り、大変心強く思いました。

質問といいますか、お願いに近いものもありますが、第一に、59名の方がアドバイザー資格保有者ということなのですけれども、いつからこの資格を始められたのでしょうか。

また、アドバイザーの方に、講演会や学習会といった形での講座をお願いされた回数が、コンスタントにあるというお話ではございましたが、ここに来て、数字は少し伸び悩んでいるように思いますが、この辺り、何が課題とお感じになっているかということが1点目の質問でございます。

また、御協会が、例えば、どういうところと組んで展開されているのかというところもお聞かせいただきたいと思いますし、1つ目の質問とも重なるかもしれません、今後、さらに活動を広げていくためには、何が必要とお感じになっているかということをお聞かせいただけたらと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大久保氏（インターネット協会） ありがとうございます。

御質問は3点ということですね。

まず、いつからアドバイザー制度をしているかということですけれども、15年前からやっています。ですから、20年の実績の中で15年になります。

2つ目、セミナーを継続的にやっているけれども、何か伸び悩んでいるのではないかというご質問について。2003年以降、急激に増えたという時期は、当時、小学校6年生の女の子の事件がありまして、その事件からすごくルールとマナーを普及しなければいけない状況になりました。東京都の事業や経済産業省の事業の受託を受けてセミナーを行ったので、その時期が多かったというのあります。

もう一つは、インターネット協会へ依頼がある場合と、アドバイザーパーク個人それぞれへ直接講演依頼する場合があります。今は、直接アドバイザーに講師の依頼がある方が多いというのが現状なので、インターネット協会を通してのセミナーが少し少なくなっているように見えますが、全体としては、それほど変わらないということになります。

ある講師は、1年で100回とかやっている講師もいますけれども、それを含めておりませんので、あくまでもインターネット協会を通しての依頼の件数になっております。

それから、どこと連携しているのかについては、フィルタリング事業者、SNS事業者になります。

できるだけ、SNS事業者と強い連携を持ちたいなと思っています。

特に、ヘルプページの内容を確認したいので、利用者にとってより分かりやすいマニュアルをつくりたいと思っているので、そこでSNS事業者と連携できればいいなと思っています。

○永沢委員 もう一点、私どもは本日、消費者庁の消費者教育に関わっているメンバーがここに集まっているのですけれども、我々に対して、どのようなことをするといいということ、連携とまではいいませんけれども、何か我々がすべきことについて、何か御助言いただけたらと思います。

○大久保氏（インターネット協会） 消費者庁の消費者ホットラインでしょうか、ホームページに全国の消費生活センターにつながる電話188が掲載されています。ここに、例えば、最近のよくある相談事例を掲載していただけるとよいなと思っています。利用者から見ると「この相談事例は自分が相談したいことと同じだから、相談してもいいかな」となり、躊躇することなく相談に繋がるのかなと思ったりします。

一方、お願ひごとになりますが、消費者庁のホームページからインターネット協会のホームページも紹介してほしいなと思っています。

○永沢委員 ありがとうございました。

○坂倉座長 ありがとうございました。

ほかの先生方、御質問は、いかがでしょうか。

東先生、お願ひいたします。

○東委員 ありがとうございます。

非常に具体的な御説明をいただきまして、ありがとうございました。

これだけ丁寧にいろいろな教材等が準備されているということで、私自身も承知をしておりませんでしたので、大変勉強になりました。ありがとうございました。

基本的なことで恐縮なのですが、幾つか教えていただきたい点がございます。

まず、1点目ですけれども、こういったインターネット協会様のお取組については、小中高等学校とかPTAとか、そういった学校関係の周知について、どういった形でされているのか。ほとんどの学校は承知しているという理解なのか、それとも、まだまだこういうことを知っているところは一部だという理解なのかということが1点目でございます。

2点目として、学校以外の、例えば、高齢者であったりとか、その他地域の様々な団体様であるとか、そういったところへの周知、こちらも併せて教えていただきたいと思います。

3点目ですけれども、場面集とか、どの程度実際に活用されているかというところについての質問でございます。

資料については、既にお話のグラフなども見させていただきましたが、実際には、直接講師の方へのお話もあるということですので、正確な数値は分からぬのだと思いますが。その利用というのは、かなり現場で活用されていると実感されていらっしゃるかどうかということ。

あるいは、場面集とか、ダウンロードできるのでしょうか。こういったダウンロードなどの数といいますか、利用実態について、何か把握していらっしゃることがあれば、教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○大久保氏（インターネット協会） 4点ですね、ありがとうございます。

まず、小中学校、PTAに周知している方法について。先ほど、59名のアドバイザーがいると申しましたけれども、そのアドバイザーのメーリングリストがあり、そこでインターネ

ット協会の取り組みを紹介し、各アドバイザーが、それぞれ各地域で周知をしています。それから、インターネット協会のページでセミナーを受けておりますというページがあり、そこで周知しています。

○東委員 周知をしていただいて、結局、利用されているかどうかは別として。小中高等学校やらPTAやらには、お取組というか、それがあるということは知られているのかどうか。それは、かなりの方が御存じなのか、それともまだまだということなのかということです。

○大久保氏（インターネット協会） 残念ながら余り周知されていないのかなという感じがします。

というのは、経済産業省のインターネット安全教室とか、e-ネットキャラバンのセミナーとか、それいろいろなセミナーを大々的に周知されている一方で、インターネット協会のセミナー周知方法はこじんまりしたものになります。セミナーを受講した方からの個人の紹介だったり、アドバイザーパーソンの裁量だったりするので、余り周知はできていないかなという気がします。

ただ、余り周知し過ぎても、アドバイザーは59人しかいませんので対応キャパを超えてします。人員を考慮すると、手づくりっぽい周知方法でいいかなと思います。

3つ目の学校以外の周知、シニア向けについて。これも同じく、やはり大々的に周知しているわけではなくて、アドバイザーによってそれぞれで、シニアの方が得意とか、小学校低学年向けが得意なアドバイザーがいますので、個人で得意なことを周知して活動しています。

場面集がどの程度利用されているのかという質問について。ウェブではPDFページとHTMLページの2種類を用意しています。無料でダウンロードして使っていただけるようになっています。場面集のアクセス数を調べますと、改定版を出したり、新しい場面集を出した直後ぐらいは、アクセス数が多くなります。ですが、しばらく更新しないと、アクセス数は減ります。新しい場面集を公開したことをウェブで周知すると、アクセス数が多くなることが分かります。

また、学校のセミナーで場面集を紹介したり、PTAで紹介したり、社会人向けに紹介しているので、その次の日はアクセス数が上がります。地道に、こつこつとやっております。もっと多くの方に見ていただきたいと思っているのですが。

○東委員 どうもありがとうございました。

場面集など、本当にいろいろ活用されるといいなと思いながら、話を伺いました。ありがとうございます。

○大久保氏（インターネット協会） ありがとうございます。

○坂倉座長 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

特に、もう御質問はございませんか。

ありがとうございます。

それでは、お時間の関係もありますので、議題1については、ここまでにさせていただきます。

私も、実は、この協会さんの存在を余りよく知らなかつたのですが、今日、説明をお聞きして、大変すばらしいお取組をされていて、もっと世の中に周知されて広まればいいなと思いました。

大久保様、本日は、お忙しいところ、貴重なお話をいただきまして、誠にありがとうございました。

○大久保氏（インターネット協会） こちらこそ、ありがとうございました。貴重な時間をいただきまして、とてもありがたかったです。御質問もいっぱいいただきまして、これから何に力を入れたらいいのか、周知方法も頑張らなければということも分かりましたので、とてもありがたいお時間でした。

○坂倉座長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に進めさせていただきます。

議題2は「KDDI情報モラル講座（青少年・シニア）について」ということで、KDDI株式会社の中村様に御報告をいただきます。

それでは、中村様、よろしくお願ひいたします。

○中村氏（KDDI株式会社） KDDI総務部サステナビリティ推進室の中村と申します。本日は、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

お送りしております資料に沿って、御説明を進めさせていただきたいと思います。

1ページ目に目次がございまして、こちらの順番に沿って御説明を進めさせていただきます。

2ページ目です。

まず、初めに、私たちが教材制作などをするに当たりまして、参考にしているデータを御紹介させていただきます。

こちらは、内閣府による青少年のネット利用環境の実態調査を示しております。

青少年の93%がインターネットを利用していると回答しております、青少年のほとんどがネットを利用している経験があるという実態がうかがえます。

インターネットを利用する機器、デバイスとしては、スマートフォンが62%ほどありますし、次いで携帯ゲーム機、タブレットが3割程度ずつ占めておりまして、こちらがほぼ上位を占めているという状況です。

学校の年代と種別で見ていきますと、一番右の高校生のグラフに関しては、インターネット利用、青い棒グラフで示している99%でして、高校生に関しては、ほぼ100%に近い形でインターネットの利用をしているという実態も見えております。

次に、3ページ目にまいります。

こちらは、内閣府によるネット利用環境の実態調査を示しております、4歳から9歳までの低年齢層に対する調査結果でございます。

こちらのグラフを見ていただきまして、お分かりいただけますとおり、就学前の4歳、5歳という子供のところに灰色の線をかけておりますけれども、4歳、5歳の子供で50%以上がインターネットを利用しておりまして、年齢が高くなるほど、利用率もどんどん高くなる傾向というところが見えてきております。

ネットを使って何をしているのか、利用している内容としては、利用率が高い順番に動画の視聴、こちらが85%ほどございまして、ゲームが60%、学習、知育アプリなどというものが30%ほど占めているという形になっておりまして、昨今、街中でも小さいお子さんを含めて、動画を見ていたりというのは、確かによく目にするなと思うのですけれども、数字の上でも、ネットの利用というのは、年々低年齢化してきているという実態も見えてきております。

4ページ目です。

こちらは、シニアのネット利用状況について示しております。

シニアに関しましては、左の円グラフで示しておりますとおり、60歳から79歳の男女というところでの調査で申し上げますと、モバイル端末の所有率は92.9%ということが示されております。

メインに利用している端末が、右側のグラフなのですけれども、2017年度を境に、フィーチャーフォンとスマートフォンが入れ替わっている、オレンジとブルーが入れ替わっているということで、スマートフォンのほうが、今では増えてきているということになります。

3Gの通信規格の回線が終了することでしたりとか、新型コロナウイルスの流行といったような出来事も、シニアの方々がスマートフォンを使ってみたいと思っていただけるきっかけにもなっているかなと考えております。

一方、スマホへの乗り換え意向が気持ちとしてはあるものの、一歩踏み出せないという方ですとか、いざ購入してみたけれども、なかなか使いこなせていないというようなお声も届いているというような現状になります。

5ページ目です。

これらのデータを踏まえまして、当社として2020年度重視しているポイントをまとめています。

青少年に関しましては、青少年への啓発の継続というところです。特に、低年齢層、小学校とか、入学するタイミングとか、学年が上がるタイミングという購入が多い時期に対しまして、適切な形で保護者の方向けの講座で啓発するというところも強化しております。

また、コロナ禍におけるネット依存も社会問題として言われておりますので、こういったところの対策も検討しています。

また、シニアに向けましては、これから情報化社会において、情報格差を起こさない、デジタル・デバイドを起こさないということで、SDGsの考え方にもつながる、誰一人取り残さないというようなところで、しっかりと取り組み、また、せっかくスマートフォン、

タブレットなど、先進的な通信機器をお買い求めいただいても、それが宝の持ち腐れになってしまっては非常にもったいないですので、前向きに使っていただけるように、アクティブに使っていただけるようなサポートをしたり、一方で、トラブルの回避というところにも意識的に取り組んでおります。

次の6スライド目にまいります。

KDDIの情報モラル講座では、通信事業者のサステナビリティ活動の一環として取り組んでおりまして、安心安全にスマートフォンや携帯電話を利活用していただけるように、リテラシーを高めもらうための活動として、これらの講座を実施しております。

ゼロ歳から70歳ということで目盛りをつけていますけれども、幼児からシニアまで幅広い世代に向けて、それぞれの課題解決や、それぞれのニーズにお応えできるようなラインナップで取り組んでおります。

これらの全体の取り組みの中から、今日は、この後のパートで、青少年向け講座とシニア向け講座について、もう少し紹介させていただきます。

7ページ目です。

まず、青少年向け講座ですけれども、子供たちが自らの判断でリスクを回避して、賢く使いこなす能力を身につけていただくために、私どものほうで、講師が学校に出向くという形での出前講座を行っております。

KDDIグループの社員等が講師として全国に赴いて開催しております。

2005年から継続的に取り組んでおりまして、年に3,000回から4,000回ほど実施をしております。

累計で3万3,000回超開催しております、610万人を超える皆様に受講をいただいております。

青少年向けの講座は、次の8スライド目にあるとおり、年齢に合わせて5つのコースを御用意しております。

また、学校の御要望に合わせて、各コースの内容のカスタマイズも可能とすることで、あらゆるニーズに応えるように取り組んでおります。

教材に関しては、いじめ、依存、出会い系や犯罪というようなテーマを3つ選定し、動画教材を用いて、子供たちに何が問題なのかというところを考えさせながら、動画内容の解説と、トラブルを防ぐためのポイントを座学の中で紹介をしています。

各コースで作成する動画教材につきましては、学校からのヒアリングやアンケートというものに加えて、私どももニュースを見たり、社会情勢の中から得られる情報や課題というところも考えまして、実際のトラブルを基に、毎年見直しを行って作成をすることで、より現実的な課題への解決というところに結びつけるように取組をしております。

次、9スライド目です。

また、学校の先生御自身で、講座を開催していただけるように、私どもの講師のほうで、出前講座で実施している教材をDVDに収めまして、教材DVDという形でお貸出しもすること

で、私どもが動かなくても、先生方のほうで教育できるような取組にも御支援をさせていただいております。

次、10スライド目、続きまして、コロナ禍、ニューノーマルに向けた対応で2点挙げております。

今年の4月から6月にかけて緊急事態宣言ですとか、外出自粛がございましたので、そういう期間におきましては、講師を派遣する出前講座の実施というの、一時的に中止をさせていただいておりました。

一方で、外出自粛となった期間におきましては、子供たちのネット利用の時間が増えてしまったというところで、改めて安心安全なネットの使い方に対しての指導を求める保護者の方々からのお声というものも多くいただきましたので、オンライン上での教材の公開ですとか、オンライン上でのライブ配信、講座の配信というのも、今年から開始をしております。

続きまして、11スライド目です。

オンライン講座のイメージが、こちらになっております。

配信した映像を教室で視聴していただくような、クラス単位で参加するようなパターンや、在宅でお母様やお父様と一緒に保護者様と見ていただくパターンとありますと、グループでの参加ですかとか、オンラインで配信することによってのメリットというのがありますので、その形式を生かした形で、様々な状況に対応できるような形でカスタマイズできるように取り組んでいます。

続きまして、12スライド目で、シニア向けの講座について御紹介をさせていただきます。

auのスマートフォンやauのタブレットを実際に触って操作しながら、基本的な操作や、安心安全に活用いただく方法を学んでいただく、こちらも出前講座、講師が出向く講座として、2012年から全国で開催をしております。

毎年約200回ほど実施しております、累計2,500回超、人数としては2.7万人超に御参加をいただいている状況です。

13スライド目でコースの御紹介をさせていただきます。

シニア向けの講座では、4つのコースを設けております。全てのコースで、auのスマートフォンやタブレットを各受講者に1台ずつお貸出しをしまして、基本操作や、使い方の体験をいただいております。

まず、1つ目は、スマートフォンコースということで、スマートフォンの購入前に、基本的な操作方法を学びたい方向けの講座として位置づけています。

ですので、基本操作の入力ですか、アプリやスマホの選び方という、お買い上げになる前に、ぜひ御紹介したいようなことを中心にお話をしています。

2番のタブレットコースでは、同じくタブレット購入前に、基本的な操作内容を学びたい方向けの講座として、1のスマートフォンコースと同様に、タブレット端末を利用していただく形で、基本的な内容をお伝えしております。

3番の防災対策を学ぶコースにおきましては、1番のスマートフォンコースの基本的な操作に加えまして、防災対策としてのネットやアプリの利用を学んでいただきます。

4番、消費生活センター向けコースとございますけれども、こちらは、名前のとおり、消費生活センター様とのタイアップ講座として開催をしております。

次、14スライドですけれども、こちらでお示ししておりますのが、警視庁のデータで、特殊詐欺の認知件数データというものになります。

平成29年のところから、減少傾向にはあるものの、まだまだ件数として数千件あります高いというところがございます。

当社では、詐欺件数が増加傾向にありました、平成28年から消費生活センター向けコースを開設しまして、詐欺防止の啓発活動に取り組んでおります。

15スライドです。

もう少し詳しく消費生活センター向けコースのイメージを書いております。

こちらのコースでは、特にお問い合わせが多い内容、消費生活センター向けへのお問い合わせ内容が多い項目に特化しまして、インターネット上の架空請求や、ワンクリック詐欺などのトラブル事例紹介と、その対処方法を学ぶものとして御提供しております。

また、講師が受講者のスマホへ架空請求メールを実際に送付してみることで、実際に日常で起こり得る架空請求を疑似体験いただけるような講座内容も取り入れまして、リアルなトラブル体験を通じて、対処方法など、リアルに学んでいただけるような講座にしております。

次、16スライド目、講座で使うスマートフォンをイメージとしてスライドに載せております。

このように、専用アプリを事前に入れております、タップや、スライドという、スマホを初めて使われた方が、操作に慣れるためのアプリを独自にインストールしたりしています。

次のスライドでは、動画の御紹介ですけれども、コロナ禍において、やはりインターネット上で学んでいただくというところも非常に重要な接点になってきますので、動画の配信も行っております。

3本配信を行っております、基本編としては、スマホの電源の入れ方など、基本的なところからお伝えするような内容となっており、活用編では、実際に電話やQRコードを読み取ったり、地図を使ってみたりというような操作に加えて、キャッシュレスのサービスを使ってみるというような活用方法についても、動画の中で御紹介をしております。

18スライドです。最後のスライドになります。

改めて、コロナ影響による当初の対応ですとか、変化についてまとめております。

青少年におきましては、前段で御説明をさせていただきましたが、コロナ禍において、青少年のネット利用時間が増加傾向にあるので、SNSや動画サイト、ネットゲームを起因にしたトラブルへの対応ですとか、依存というところも懸念が大きくなっています

で、こういったところへの対応も必要かと考えております。

また、学校においても、今回のコロナの影響もありまして、急速にIT化が進んできておりますので、今までの出前型の授業という形からオンライン授業への移行というのも、私どものほうでも対応していきたいと考えています。

シニアのほうに関しましては、通信機器の所有ですかとか、スマートフォンへの買替えも進んできておりますので、また、コロナ禍におきまして、今も年末の帰省で話題になりますけれども、ビデオ会議の利用ですかとか、あとはネットショッピング、動画の視聴といったこと、あと、オンラインイベントに参加されたいというような、やはりオンラインを活用しての生活の中での活動が増えていますので、シニアの方にも、こういったスマートフォンへの関心の高まりというところが見えてきております。

一方で、利用が増えることにより、詐欺やトラブルに巻き込まれるというリスクも懸念としてはありますので、より活用いただきたいという点と、リスクの部分というところで、両面で対応していく必要があるかなと考えております。KDDIとしては、今年度、既にコロナの影響に対する取組を進めておりますけれども、来年度以降におきましても、引き続き、実態を注視ししっかりと把握した上で、課題の解決や、それぞれの方々のニーズにお応えするために、教材の組み立てや、学習環境の提供に関して、検討を進めて、実施を取り組んでいく予定です。

当社からの御説明としては、以上となります。

御清聴ありがとうございました。

○坂倉座長 中村様、大変すばらしいお取組の御説明をいただきまして、ありがとうございました。

○中村氏（KDDI株式会社） ありがとうございました。

○坂倉座長 では、ただいまの中村様の御説明につきまして、委員の先生方、御質問があれば、お願いいたします。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 委員の中村です。よろしくお願ひいたします。御発表ありがとうございました。

1つお聞きしたいのが、例えば、スライドの2-1で「KDDIスマホ・ケータイ安全教室（青少年向け講座）」を3万3000回やっておられて610万人受講されている。

あと、後ろのほうのスライドでは、数は少し違いますけれども、シニアのほうでも教室をやられているということで、これは、実際に教室を開いて、コロナ以前は生徒さんを呼んで、端末をお貸ししてやっておられたということだと思うのですけれども、この教えに行く人たちというのは、どういう人たちで、一体どれぐらいの人数がいるのかということと、教材を作る人たち、そういう部署は、どういう部署で、大体何人ぐらいの方がいるのか、そういうマンパワーというか、人間の数はどれぐらいの数がいらっしゃるのかという点を教えていただければと思います。

○中村氏（KDDI株式会社） 御質問ありがとうございます。

まず、1点目、講師の人数、どういう人たちが行っているのかというところなのですが、当社の総務部サステナビリティ推進室のほうで、こういったジュニア向けもシニア向けも携帯教室の企画、運営をしておりまして、講師の布陣としては、専任講師に加えてサステナビリティ推進室やその他部門や地域に在籍している社員にも教育を施したうえで講師を務めております。

加えまして、内製だけでは、どうしても開催数の確保が難しいため、委託会社にも入っていただいております。自前で社員が講師を行う場合と、委託のパートナー企業様の中の講師いずれも講師デビューする前に、当社独自の講師認定講師試験を設けており、クオリティーを担保し、一定の品質で数もきちんと御提供できるような形で実施しています。

教材を作る部分に関しましては、専担というわけではなくて、ほかの業務も抱えながらなのですが、実際に講師に赴くという社員を交えて、年齢も少し幅を持たせた上で、大体3名から4名体制で、実際に、その中には、いわゆるママ社員みたいな、子供がいる社員もいたりというところもあるのですけれども、いろんな観点で、世の中の動向に合わせながら作れるような形で、大体3名から4名の体制で作るようにしています。

以上です。

○中村委員 すみません、ありがとうございます。

教材作りを3名から4名ぐらいの方が中心となってということだったと思うのですけれども、実際に、外部講師の方も含めて、これが教えられますよという人は何人ぐらいいらっしゃるのですかね。

○中村氏（KDDI株式会社） すみません、今、即答ができないで申し訳ないのですけれども、一度預かりをさせていただいて、事務局経由で人数規模、今、外向けに言っているかもしれませんので、お伝えできるところが、どれぐらいの人数規模か、一度預からせていただいてもよろしいですか。

○中村委員 分かりました。なぜ、こういう質問をしたかというと、やはり教材を作つても、実際に講座をやって広めていくという活動には、また、もう一つハードルがあるものですから、少ない人数で効率的にやっておられるのか、割と誰でもできるような体制を組んでおられるのかというのは、我々もちょっと興味があったものですから、御質問をさせていただきました。

○中村氏（KDDI株式会社） 承知しました。ありがとうございます。

(持ち帰り後の回答：専任講師は現時点で15名、このほかに社員講師、委託会社の講師がいる。総数については非開示とさせていただいている。)

○中村委員 もう一点だけ、質問を中村のほうからよろしいでしょうか。

○中村氏（KDDI株式会社） お願いいいたします。

○中村委員 いろんなところで講座をやっておられるということなのですが、これは、恐らくホームページか何かで募集をかけて、要請があつたら行くというのが主なのかなと思

ったりもするのですけれども、行くのは学校とか、地域の少年クラブとか、どういった単位のところに行くことが多いのでしょうか。

○中村氏（KDDI株式会社） 御質問ありがとうございます。

募集については、御認識のとおり、ホームページで募集をしておりまして、そこから事務局宛てに共通のフォーマットにお申し込みをいただくという形です。

基本的には、学校単位というのが多うございまして、何年もこのように継続して取り組みをさせていただいているので、学生さんのほうは、年々入れ替わっていくので、リピーターといいますか、今年もお願いしますみたいな形の御相談もいただくことはありますが、お申込みはホームページを通じた窓口に集約させていただいている。

お申し込みいただいている単位としては、小学校や、中高のような学校単位と教育委員会単位がほとんどです。

○中村委員 ありがとうございます。

○坂倉座長 ありがとうございます。

では、続きまして、手が挙がっておりますので、永沢委員、お願ひいたします。

○永沢委員 ありがとうございます。

大変参考になるお話でした。特に、操作に慣れるためのアプリなどは、KDDI様でなければ作れないもので、非常にニーズが高いだろうと思いながら、お話をうかがわせていただきました。ありがとうございます。

私からは、幾つか質問がございますが、今の中村先生の質問とも重なるのですけれども、講座依頼のルートはホームページという話ではありましたけれども、もう少し詳しくお話しただけないでしょうか。例えば、特に学校、自治体の間には偏りがあるのかというところ、同じところからのリピーターがあるのか、誰かの紹介なのか、全国で見たときに、例えば、この地域が多いとかといった偏りがあるのかについてお聞きしたいと思いました。また、ホームページ経由ということですが、世の中の皆さんがそんなにホームページを検索して探していくらっしゃるものなのだろうかと疑問に思いました、その辺のところ、講座を依頼される方々は、こういう講座を依頼されるときには、どのようにして探して貴社ホームページに行き着かれるのかというところについて、このあたりの情報がほしいものですから、このような質問をさせていただきたいと思います。

二つ目の質問ですが、通信業者はKDDI様だけではなく、ほかの企業様もあるわけですけれども、業界全体として連携して動いていらっしゃるのか、あるいは御社単独で動いていらっしゃるのか、業界全体としての取組があるのかどうかを教えていただけたらと思います。また、同じような内容の講座の提供を競合し合って提供されている状況なのか、それとも差別化されているのかというところも質問させてください。

最後に、消費者啓発についても、事例を使って取り組んでいただいているというお話でしたが、先ほどのお話ですと、教材は内部の方3、4名が中心となって開発されているということでした。この辺り、外部の、消費者問題あるいは消費者教育に精通されている方

との連携とかされているのかどうかをお聞かせください。

あと、先ほどの方にも御質問させていただきましたけれども、私たちのように消費者教育に関わっている者に対しての御要望などがありましたら、併せて教えていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○中村氏（KDDI株式会社）　ありがとうございます。

まず、申込のルートのところなのですけれども、内訳で、すぐぱっと申し上げられないのですけれども、結構、リピーターの方も多いというのはあります。来年度もやりたいのだが受付をしていますかみたいな感じでのお問い合わせも結構いただいている様子がありますので、ある程度、回数を重ねてきた効果が一定量あるのではないか考えている。

実は、私自身は10月からこちらに着任しております、今、様子を見ているところではあるのですけれども、HP検索して当社の講座を探していただく方というのも一定量いらっしゃいまして、小学校の先生とかで、「携帯電話会社でケータイ教室をされていると思うのですけれども、どうしたらいいですか」というようなお問い合わせもいただくので、リピーターでの開催依頼に加えて、とりあえずインターネットで検索してみる学校の先生もいらっしゃるのかなと感じたりはしています。

2点目の業界全体としてというところなのですけれども、携帯電話の教室という形におきましては、それぞれの事業者がやっています。

当社としては、今日、御紹介させていただいたような形でやっておりますが、他社さんであれば、また、違った形での教室のスタイルをされているとは認識しておりますので、スマホ教室、ケータイ教室に関して、特に業界全体として共通化していることはない。スマホ・ケータイの安心安全な使い方の啓発という観点では、もちろん業界ごとだというで、肩を並べる部分がありますので、例えば、どこかの地域で、何かしら一緒に啓発できるようなイベントとかがあると、そういったときは、現地レベルで一緒に啓発活動に取り組むような対応はありますですが、教室の開催、運営、企画に関して、業界で、今、一致団結しているというところには至っていないというのが、今の状況です。

3点目の消費者啓発に関するところなのですけれども、例えば、子供向けの、先ほども話に出たようなスマホ依存みたいなところだと、大学の先生とか、毎年一緒にコンサルティングしてくださる先生のルートとかがあつたりして、外部からの情報というのは得るようにしています。

消費者教育というところで申し上げますと、今日のスライドでいいますと、13ページ以降に書いてあるとおり、消費生活センター向け講師ということで、一緒にさせていただいているものもありますので、最近、多い問い合わせみたいなところは、こういったところから情報連携はさせていただいているのかなと思っておりますが、やはり、地域差ですか、情報量というのはあると思いますので、ある程度、まとめて、何かそういった示唆みたいなものがいただけると、なおさら当社としても、教材への反映ですとか、講座への反映というところもしていけるかなということはあるかなと思っております。

すみません、ちょっと至らぬ点もあるかもしれません、以上になります。

○永沢委員 ありがとうございました。

○坂倉座長 永沢委員、よろしいですか。

○永沢委員 はい。

○坂倉座長 ありがとうございます。

では、お時間の関係で、あと、お一人、先生方、御質問がもしあれば、いかがでしょうか。

では、お二人挙がりましたので、お二人とも、では、先に、保倉委員からお願ひいたします。

○保倉委員 お願いします。

私は、学校現場のほうも経験しております、確かに学校のほうでも携帯電話会社さんを講師に呼んで、出前講座を何年か前からやっているなという認識がありますが、実際、学校等から出前講座の依頼があったときに、どのような内容で依頼されることが多いのかお伺いさせていただければと思います。

例えば、SNSによるいじめの観点からやってほしいとか、あるいはこのような消費者トラブルの観点からやってほしいというような要望なども出ているのかどうかというところ。もしくは、情報教育として、ネット利用が低年齢化しているのでやってほしい等、どのような観点での要望が多いと捉えていらっしゃるか、お伺いさせていただければありがたいです。

○中村氏（KDDI株式会社） ありがとうございます。

定量的に、何割がこうみたいなところまでは申し上げづらいのですけれども、今、おっしゃった中で、やはり利用者の低年齢化によるSNSの利用のトラブル、いわゆるSNS内でのいじめとか、思いもかけず、相手を傷つけてしまうことがあったり最近では少しリテラシーが高くなってきたかもしれないが、学生さんが、自分の顔写真とか、体の写真を撮って送ってしまうみたいなトラブルが起こり得るということを学校の先生がまだまだ知らなかったり、子供が、まだ、自分で気づいていないようなトラブルの種みたいなところがあるので、やはり、そういった意味では、低年齢化していることによる想像力がなかなか働かないで、スマホを使うことによりどういうことが起こり得るのかというところへ想像力が、子供はまだまだ働かないで、低年齢化しているところに対しての危なさというところのほうが、リクエストの全体としては多いかなと思います。

講座の内容は、都度都度すり合わせはさせていただいて、そのラインナップの中から年齢やニーズを聞きながらいろいろカスタマイズをし、適切な形で取り組むようにはしておりますが、リクエストとしては、やはり低年齢化していることによるスマホ上での、SNSを利用したトラブルが中心になっています。

○保倉委員 ありがとうございます。

○坂倉座長 ありがとうございました。

それでは、もう一方、東先生からも手が挙がっておりましたので、では、東先生、お願ひいたします。

○東委員 すみません、お時間のないところ、申し訳ございません。1点お尋ねしたいと思います。

教材のDVDの貸出しについてでございます。御説明をいただいた動画やスライドの教材、それから、実際に出前講座の講師の方がやっている様子なども、教材の中に入っていたかと思いますが、私も、これを拝見して、とても利用しやすいなと思っております。

そういう出前講座の直接の申込みに対して、DVDの貸出しというのは、需要は伸びているのか、それとも、やはり、直接出前講座をお願いしている人たちの増加のほうが多いのかということを1点お尋ねしたいと思います。

また、専門家から御指導いただくというのは、もちろん理想的なのですが、広く普及していくためには、こういった教材を使って、それぞれの教員等が指導できるというのも理想に思うのですが、そういう点で、今後、このDVD教材の制作などについて、どのようにお考えかということを教えていただければと思います。

○中村氏（KDDI株式会社） ありがとうございます。

直近で、コロナ渦を受けまして、外部の人間を校内に入れることに対しての心理的、物理的危機感もありますので、そういう意味では、DVDや、過去に講座を見たことがあるとか、やったことがあるという場合には、自分たちでやってみるとあるかもと思うのですけれども、やはり専門家として”スマホのおじさん”ではないですけれども、そういう人が来て、こういうことがあるのだと言ってくれたほうが、学生にとっては、非常に分かりやすいというか、本当にそうなのだなという腹落ち感、心理的な効果はあるのかなと思われますので、こういった教材のDVDの貸出しを始めたり、オンラインの教材の御提供というのをしたからといって、申込みがぱたりと落ちているということは、特にないです。

ただ、おっしゃるとおり、広くクオリティーを担保した形での教育をしていくところでは、せっかく私どもも通信をなりわいにしておりますので、オンラインを活用した形での提供をすることでの両立というのは図っていきたいと思いますけれども、講座そのものをDVD配布とした場合、一度配布したまま月日が流れると最新情報をタイムリーに反映することが難しく、情報鮮度が落ちてしまう可能性があるという懸念もあるかと思うのです。トラブルが、時間を追うにつれて、日に日に犯罪も高度化したり、今まで想像しなかったようなトラブルが顕在化してきたりというところもありますので、やはり、そういう意味では、一度教材を配布して終わりにするのではなく、オンラインをうまく使って、最新の時流に合わせる形で課題解決ができるようにという方向で考えていく必要があるかなと、今のところは思います。

○東委員 非常によく分かりました。ありがとうございます。

○坂倉座長 ありがとうございました。

それでは、お時間の都合もございますので、議題2につきましては、以上とさせていた

だきます。

中村様におかれましては、お忙しい中、大変貴重な、参考になるお話を、どうもありがとうございました。

○中村氏（KDDI株式会社） ありがとうございました。失礼いたします。

○坂倉座長 失礼いたします。

それでは、次の議題に進みます。

議題の3番目「公益社団法人日本PTA全国協議会におけるデジタル関連の取組について」ということで、公益社団法人日本PTA全国協議会会长であり、かつ、第4期の消費者教育推進会議の委員でもございます、清水様に御報告をいただきます。

では、清水様、御説明をよろしくお願ひいたします。

○清水氏（日本PTA全国協議会） 皆さん、こんにちは。

私は、ただいま御紹介いただきました、令和2年度の公益社団法人日本PTA全国協議会の会長を務めております、清水と申します。

今日は、消費者教育に関する分科会ということで、私ども、お声がけをいただきまして、誠にありがとうございます。

ざっと私のほうから、本日、お話をさせていただくことを、まずは述べさせていただきます。

まず、2枚目、お配りをしているところでございます。今日は、私どもの協議会の御紹介をさせていただいて、その後、私どものPTAにおける取組の中の、特に、子供とメディアに関する意識調査についてということの話、そして、少し本年度、私どもがお取組をさせていただいた事例というところのお話をさせていただいた後に、まとめというところで進めていきたいと思っております。

それでは、大変簡単ではございますけれども、4ページ以降のほうに入っていきたいと思います。

まず、私どもの日本PTA全国協議会の紹介をさせていただきますと、私どもは、全国に64の地方協議会、47都道府県+17の政令指定都市の換算で構成させています。

全国に、約2万6000校、約8000万人の会員が所属していただいている。一応、日本では、最大の社会教育関係団体というところで活動をさせていただいている。

5ページ目でありますけれども、私どもの綱領というところでございます。

ここに書かれておりますように、小学校及び中学校におけるPTA活動を通じて、社会教育及び家庭教育の充実に努める、家庭、学校、地域の連携を図り、子供たちの健全育成と福祉の増進を図っていくといったようなことを綱領とし、活動をしております。

6ページ目になりますが、私ども、いろいろな取組をさせていただいております。ここに書かれておりますのが、ざっと年間を通じてやっている事業であったり、活動でございます。

この中の、今日、集中的にお話をさせていただくところというのが、2番目のところで

ございますけれども、調査研究事業というところでございます。

また、それ以外のところでいきますと、5番のところにありますように、国際交流、これは、国内交流でもあるのですけれども、研修事業ということも、中学校2年生の子を対象に、年1回活動をしているというところも、特徴としてあるのではないかと思っております。

それでは、7ページ以降、私どもの取組についてというところで、子供とメディアに関する意識調査について、御説明をさせていただきたいと思います。

9ページ以降になります。

この意識調査は、平成14年度から平成17年度までは、テレビ、メディア、インターネット等の社会環境についての意識調査という形で実施をしておりましたけれども、平成18年度から、子供を取り巻く社会環境の変化に対応するということで、子供とメディアに関する意識調査としまして、今年度を含めて計16回ほど実施をしております。

次に移ります。

この調査対象は、全国の小学校5年生約2,500人及び中学校2年生の人たちも同じく2,500人ほどを対象。そして、その保護者の方々約5,000人という方々に御協力をいただいて調査をしております。

調査内容は、下に書いてありますような内容で、意識調査をしておりますけれども、特に、5番目のところに記載しておりますように、本年度は、特に休校中に自宅での学びというところで、新型コロナウイルス感染症の拡大による全国で子供たちが休校、学校が休校措置になったということにおける特別な設問を設けて、今年度は調査をしているということで進めております。

この意識調査でございますけれども、当然、社会環境や社会情勢の変化に対応した設問と、普遍的な設問を併せて、子供と保護者の意識の違いなども捉えながら調査をしているところでございます。

家庭教育の実践のために、有用な資料であったり、情報となるような報告書をまとめておりまして、各PTAがそれを活用して、利用していただいているような形でございます。

12ページ目に入りたいと思います。

ここに書かれておりますのは、それぞれ調査をした結果というところでございます。

特に、小学校5年生の子供たちは、メールの活用というところで、我々の調査ですと、このようなパーセントというところでございました。

中学校2年生の子となりますと、ネットの検索、閲覧、また、SNSというところが70%超えというところのパーセントを占めているところでございます。

特に、この機能の中には、いじめの問題であったり、いろんな犯罪に巻き込まれる原因が隠されている可能性があるというところで、非常にこういったところは、強く我々としても懸念しているところでございます。

続いて、次のページに移ります。

スマートフォン・携帯電話で起こることということで、先ほども私の発表の前に、ちょうど専門の方々の御説明もありましたように、特にネット依存の傾向というのが、中学性、特に2年生は半数を超えているところもありますし、また、小学校の5年生の子供たちに至っては、3割弱いるところであります。

特に注目をしなければいけないのは、中学校2年生になりますと、ネットを通じて、会ったことのない友達や異性との出会いの場になっているところも非常に課題になっていると捉えています。

次のページに移ります。

子供が受けた被害・迷惑ということで、これもよく皆様方も御存じだと思いますけれども、チェーンメール・迷惑メール・未承諾の広告というものがあつたりだとか、知らない人からの連絡や、SNSでの友人登録ということ、あと、架空の請求等での金銭請求というところが、昨年度に比べて件数自体は減っておりますけれども、非常にここも見逃せないところではないかという調査の結果となっております。

続いて、15ページになりますけれども、ゲームに対しての支払いの状況というところです。

ここは、非常に保護者の知らない、我々親が知らないところで購入や課金を行っている可能性があるのではないかというところです。

我々、保護者の適切なチェックが、ここは非常に必要なところでもありますし、必ず、ここは親としても深く関与していかなければならないというような結果となります。

16ページになりますけれども、家庭内のルールの現状でございます。

ここも、子供と保護者との認識に非常に大きな差があるのではないかと思います。

要は、ここは、いわゆる親と子供という間で、口約束というわけではありませんけれども、口だけの約束ごとではなくて、ここはルールをしっかりと守ろうという部分で、あえて書面とか、そういったものを家庭内で交わしていくというようなことも非常にしっかりとルールをつくることが、子供たちにも、親との約束ごとということで、安全を守ることにもつながるというようなことではないかと我々は捉えております。

17ページのところが、ルールの内容のところでございます。御一読いただきたいと思います。

そして、18ページ、先ほども触れましたように、家庭内ルールの現状というところで、ICTの機器を持たせる保護者、我々親等の責任でルールづくりを、我々親としての責任でもあるわけですし、責務であるとも感じております。

子供に対して自覚を促して、子供自身にもの義務が生じることを認識させることが最も大事ではないかというところで、先ほども触れましたように、ルールづくりと、その実践、保護者としてのチェックは重要な家庭教育の一環ではないかと思っております。

19ページ、20ページのところは、我々日本PTA全国協議会が発行いたしました、ほんの一部のリーフレットではありますけれども、こういったものも、都度、状況に応じて、全国

の協議会の皆さんへ、お配りをしているというようなことをしております。

続いて、21ページ以降、簡単な事例の紹介をさせていただきます。

私ども、今年度、令和2年度については、従来どおりの活動が、正直できておりません。コロナ禍の中で、なかなか思うように会合もままならない状況の中で、一番私ども、先ほども紹介がありましたように、全国大会というものを毎年やらせていただいているのですけれども、全国大会は、今年は中止にしました。

とはいいうものの、全国の中にブロックというものがありまして、その中の、今年、関東ブロックが、在り方を、今のこの状況の中でも、何とか開催をしたいということで、以前の開催ではなく、リモートのネット配信もしながらのハイブリット型の大会を開催していただきました。

恐らく、これから、我々だけではなくて、いろんな会の大会であったり、活動を、多分、このような形で来年度も、恐らくやるのではないかなどと思っておりますが、私ども日本PTA全国協議会が今回やりましたハイブリット型の大会というのが、恐らく来年も主流になってくるのではないかと思っております。

非常にハイブリット型にすることで、ネット配信をすることで、普段、なかなか参加できない方々も気軽に参加できると、逆に、広くたくさんの会員の方々に、いろいろな研究大会、裏面で示した部分を見ていただき、学んでいただけるような場になったのではないかと思っております。

最後になりますけれども、まとめてございます。26ページでございます。

私ども、大人の立場といたしましても、子供に害をもたらすこと、子供を取り巻く社会環境、教育環境に関して、もっと親が知る努力をしなければならない。現状の課題をしっかりと知るというところが必要だと思います。

そして、子供の行為・行為に対して責任を負うとともに、その行為・行動に対して子供に教育をする義務が生じることを認識しなければならないと思っています。

私ども、PTAの立場でいきますと、しっかりと大人の学びを深めて活動することが子供ためにもなりますし、親としての学びにもつながり、引き続き、この活動を通じて、社会教育、家庭教育として、しっかりとやっていきたいと思っております。

以上、大変簡単ではございますけれども、私どもの事例報告とさせていただきます。

大変簡単ではございましたけれども、御清聴いただきまして、ありがとうございました。

以上でございます。

○坂倉座長 清水様、御説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいまの清水様の御説明につきまして、委員の先生方、御質問がございましたら、お願いいいたします。

では、坂本先生、お願いいいたします。

○坂本委員 坂本です。

清水様、どうも、御発表ありがとうございました

最後に、大人の学びを深めてということを御指摘いただきましたが、私も、親教育というか、そういうのに携わることが、いろいろあるのですけれども、すごく機会を広げる難しさというのを感じます。興味のある方しか集まらないというようなことが多いのですけれども、どのように幅広い方に学んでいただくための工夫ですとか、機会づくりみたいなことで、何かお考えになっていることがあったら教えていただければと思います。

○清水氏（日本PTA全国協議会） 私ども日本PTAという組織は、全国に、先ほど冒頭に御説明させていただいたように、64の協議会が全国にあります。

また、それぞれの協議会の中、そのまた下という言い方も変ですけれども、その中には、また、各地区の協議体があつたりだとか、どんどん探っていきますと、その大元というのは、単位PTAというところがあるのです。当然、単位PTAの皆様方が集合体として、我々が、まとめをさせていただいているのですけれども、確かに、先ほどおっしゃったように、大人の学びを深めるということに関しては、非常に御興味のある方ではないかと、非常に様々だと思います。

これは、草の根を広げていくというわけではありませんけれども、とにかく単位PTAのところ、一番元のところから、常に子供たちのために何をするといいのかということも含めて、親同士がしっかりとまとまった話ができる場であつたりとか、そういう機会を創出することが非常に大事なところだと思います。

ですので、簡単にいいますと、例えば、いろんな親御さんがお見えです。子供が学校にお任せするよう、学校が全ていろんなことをやってくれるというようなお考えで会話してくれる保護者様もお見えですけれども、もし、そうではなくて、我々も介入して、現場でどんなことを学んでいくのかということも含めて、我々も一緒に子供たちを守っていくというような、参画する意識をもっと高めるということが、最も結果的には、大人の学びにつながることではないかなということで、それぞれ、私どもも、いつも各協議会であつたり、いろんなところ単位PTAの皆様方に発信しているのは、親同士でしっかりとコミュニケーションであつたり、そういう場を設ける場を少しでもたくさんつくることで、今まで少し興味がなかった保護者の方々も、ちょっと見守っていただけるような、一足飛びに一気にいろんなことが変わることではないとは思うのです。常に誰かが発信して、1人でも2人でも伝播していくつなげていくという、本当に泥臭いことかもしれませんけれども、その活動が結果的には、大人の学びにつながっていくことではないかなと思っております。

すみません、ちょっと答えになっていなかつたかもしれません、そんなようなことでございます。

○坂本委員 ありがとうございます。

私も、まだ、小学生の息子がいて、PTA活動などに参加していて、家庭教育部会みたいなものがあれば、私は入ることにしているのですけれども、何となく学校の給食試食会に参加して、それで、もう今年は終わりみたいな感じになつたりして、もっといろんなことを

勉強する機会にしたいなと思いながらも、なかなか、ネットのことを学んだりする機会にはできずにいます。でも、学校のほうで、結構ネットキャラバンを利用して、講演会を開いて、それに大人も参加するみたいなことしてくださっています。PTA活動をもっと親自身が自主的にいろいろ学べる機会にしていければと思うのですけれども、でも、まずは堅苦しくなく楽しいところから集まっているということでいいということですかね。

○清水氏（日本PTA全国協議会）　はい、そうですね。

○坂本委員　ありがとうございます。

○坂倉座長　ありがとうございます。

では、ほかの先生方、いかがでしょうか。

では、中村委員、お願いいいたします。

○中村委員　委員の中村です。貴重な発表をありがとうございました。

スライドの中に、ルールづくりと実践のところで、保護者のチェックは重要な家庭教育の一環ですということで、いろんなデータを基に、家庭で、親がやはりきちんとコントロールしていかなければいけないのだというような御指摘があったかなと思います。

清水さんからもお話があったように、こういったルールは、学校がつくってくれると思っている親御さんもいると思いますので、きちんと家庭でやる必要があるのだろうという御指摘は、基本的ではあるようだけれども、非常に重要な指摘なのだろうと思いました。

先ほどの質問にも少し重なるところもあるのですけれども、私も小学生の娘がいますが、ただ、アンケートがあって、家庭内でルールをつくってやっていこうではないかという話が、学校を通じて、私のところに下りてきているという感じもなくて、親がアクセスしていくのか、どうやってアクセスするのだというようなところも、ちょっと気にはなったのですけれども、PTAだと、学校の先生も入っていらっしゃいますね。

ですから、こういった意識調査の結果を踏まえて、学校でもやれることがあるのか、もしくは、学校の先生は、ルールはつくらなくても、親御さんたちに、こういったものを伝えていくというような役割が果たせるのか、要するに、こういったものを、学校の先生と連携して生かしていくという点については、どのようなお考え、実践があるのかという点をお聞きしたいと思います。

○清水氏（日本PTA全国協議会）　ありがとうございます。

この意識調査をした結果というのは、報告書という形で冊子にします。その冊子にしたものをお配りするのですけれども、そういったものを活用していただいて、当然、先生方も巻き込みながら、先生方と保護者、我々が一緒になって取り組んでいくことが、一番理想だと思っています。

当然、親だけではなく、先生、学校側だけでもなく、我々は一緒にになって、ともになつてやることが、当然PTAですので、そういった報告書を活用し、学校側の先生方と、我々保護者がともに協力し合って携わっていくというのが理想ですし、そうしていきたいというような思いをもって、毎年いろんな報告書を出させていただいております。

以上でございます。

○中村委員 ありがとうございます。

今の御指摘に関して、一言だけ申し添えると、やはり、子供からすると、学校と家庭がほぼ世界の全てみたいなところがあって、あとは、通学路とか、少しお店に行くとかだと思うので、大切なことは、先生も言うし、同じことを親も言うしというのが、一番安心できるというか、先生と親が、極端に言うと、全然逆のことを言ってしまうと、子供は混乱してしまうでしょうけれども、学校でも、家庭でも同じようなことがきちんと指導されて、しかも、そうすると、先生とお父さん、お母さんというのも、話をしているのだなと、連携しているのだなというのが見えると、子供たちも、ふっと見る目が出てくるかなと思いますので、引き続き、よろしくお願ひいたします。

○清水氏（日本PTA全国協議会） こちらこそ、よろしくお願ひします。

○坂倉座長 ありがとうございます。

ほかに、委員の先生方で、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、御質問も出尽くしたようですので、議題3につきましては、以上とさせていただきます。

清水様におかれましては、お忙しい中、大変貴重なお話をありがとうございました。

○清水氏（日本PTA全国協議会） ありがとうございました。失礼いたします。

○坂倉座長 ありがとうございました。

本日のヒアリングは、3団体様、以上で終了ということになります。

前回の第1回及び今回の発表を踏まえまして、事務局におきまして、取りまとめに向けて、論点整理をお願いしたいと存じます。

一応、まだ、若干時間はございます。前回は、どちらかというと、行政の取組をお聞きし、今日は、企業や団体様の取組についてお聞きしましたが、委員の先生方で、最後に何か御意見とか、あるいは何か言っておきたいということがあれば、遠慮なくお願ひします。

では、永沢委員、お願ひいたします。

○永沢委員 今日のお話をお伺いしまして、どれも皆、非常にすばらしい取組なのですが、課題としては、せっかくの活動が十分に見えていないことがもったいないなと思いました。ここでもやはり、活動の見える化が必要と思いましたし、連携するということがここでも必要と思いました。もちろん、それぞれの主体が創造的な活動を自主的に進めていけることが大事だとは思いますが。

それから、経産省等の名前を掲げて大規模キャラバンとかされてしまうと・・・というお話がありましたが、行政の取り組みに民の取り組みは負けてしまいがちななものもあり、競合ではなく、やはり全体に行政と民との連携を、もっと工夫していく必要があると思いました。

情報教育の進め方としては、2番目のKDDIの中村様が、クオリティーを担保するには、

最新の事例を入れていく必要があり、そのためにも、やはりオンライン化が望ましいというお話をいただきました。情報鮮度というお話をされました。この視点も今後の教材づくりには大変参考になりました。

また、大久保様が、頑張っている方の好事例の体験例は、教育効果を高めるというお話をされましたが、私の心に非常に残りました。いただいたお話をこれからのお取組にも、ぜひ生かしていきたいと思いました。

また、最後の清水様のお話も、学校の現場、いろいろ御苦労も多い中、学校と先生と親との連携が重要であること、ルールづくりのご提案がとても参考になりました。

今日はありがとうございました。

○坂倉座長 ありがとうございます。

ほかの先生方で、何かどうしても、保倉委員、お願ひいたします。

○保倉委員 今日は、大変私も勉強させていただきまして、ありがとうございました。

前回と今回、お話を伺いさせていただきまして、やはり、高校生は、ネット利用は、ほぼ100%に近い状況となっておりますし、また、ネット利用は、低年齢化しているということ。

また、コロナ禍において、インターネットを利用するような生活スタイルが日常化していて、さらには学校現場としても、オンライン化をどんどん目指しているような状況を考えて、私たち消費者教育について、どのような形でアプローチしていくのかというところ、いろいろな示唆をいただいたのではないかなと思いました。

学校現場としては、やはり何年か前から、いじめを問題として、ほとんどインターネットを介してやってくるということで、学校現場として、このインターネットを利用した情報モラル教育という視点で、出前講座を確かにやってきているなというところがあります。

一方、インターネットを介して、消費者トラブルが増えてきておりますし、今ほど、PTAさんのほうの資料にもありましたけれども、大人が知らないところでの課金とか、トラブルというのは、実際あるのではないかと、懸念していたところがデータとして示されたりしたので、どのように消費者教育の視点を、現在、学校現場で行われているインターネットの講座の中に取り入れていってもらうのかというところが、大きいのかなと思いました。

このコロナの影響で、オンラインゲームがすごく増えてきており、市場としても大きく発展しているということから、これからゲーム課金等高校生のゲームを介在とした消費者トラブルが、多くなってくると思いますし、18歳成年になると、契約ができるというところで、こういうところも課金の形態がクレジットを介するなど、様々な新しいトラブルというのが出てくるだろうということを見据えた上で、私たちは、今後考えていかなければならぬと思います。

また、やはり学校現場に、直に下ろすためには、文科省との連携が最も効果的ですし、さらに、民間の事業者との連携は、より新鮮な内容で学校現場に提供できるので効果的であると思います。学校現場に下ろす手段としては、GIGAスクール構想があります、オンラ

イン学習を取り入れた形で取り入れるなど、網羅的にできると一番理想的かなと思いました。

以上です。

○坂倉座長 俣倉委員、ありがとうございました。

ほかの先生は、よろしいですかね。

ありがとうございます。

永沢委員、そして、俣倉委員からも御意見がございましたが、ここまでキーワードでいうと、「連携」という言葉と、「鮮度」という言葉を、お二人ともおっしゃっていました。やはり、行政、民間、学校等の連携とか、あるいは先生と親との連携と、そしてネットの特性ですが、鮮度がやはり大事というお話も、お二人の委員からも出ていたように感じました。ありがとうございます。

では、この2回の発表を踏まえて、事務局のほうでは、取りまとめに向けて論点整理をお願いしたいと思います。

それでは、議題の4番目、今後の分科会の進め方について、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料4と右肩に振ってある「社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会の今後の進め方」を御覧ください。

本日、第2回ということで、3者の方に来ていただきまして、ヒアリングをさせていただきました。

次回の第3回につきましては、年明けの1月後半を考えておりまして、第3回につきましては、世代の特性を踏まえて、どういった情報発信の場ですとか、手法が効果的かといったようなことにつきまして、また、有識者の方にお話を聞かせていただければと思っております。

また、これまでの2回のヒアリングの中で、委員の皆様からいろいろいただいた御意見につきましては、論点という形で整理をさせていただきまして、それにつきまして、また、委員の皆様方から御意見をいただければと思っております。

その後、第4回で、もし、ヒアリングをし残しているというところがございましたら、追加で第4回にヒアリングをさせていただきまして、第5回の3月、年度内を目標に、この分科会としての取りまとめということを目指して、議論を進めさせていただければと考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○坂倉座長 御説明ありがとうございました。

委員の先生方、御質問、御意見等ございますでしょうか。

中村委員、お願ひいたします。

○中村委員 中村です。

取りまとめの形というか、方向性なのですけれども、以前、全世代に向けた分科会の中

では、こういった活発にやっておられるところのサンプルを挙げて、分析をして、整理して、いろんなやり方があるという材料を提示して読む人にヒントを与えていくみたいな形がとられたと思うのですけれども、今回の場合も同じような形が想定されるのか、それとも、もう少しアウフヘーベンしたような形で、理論的な、抽象的な提言みたいなものを厚めに書いていくのかとか、その辺りは、現段階で分かっていれば、イメージはどうなのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局 中村委員、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、いろいろやり方はあるかと思うのですけれども、デジタル化の関係につきましては、今回、初めて分科会としての議論をさせていただく形になりますので、どちらかといいますと、世代ごとに、どういった課題があるのかといったところを、少し整理していくような形、その上で、世代ごとに、どういったアプローチをしていくのが効果的かというような形もあろうかと思います。どちらかといいますと、個別の具体例というよりは、全体的な課題を整理して、どういったアプローチをしていくのが適切なのかというような形の全体像を描けるような御議論をしていただければと事務局としては、思っております。

○坂倉座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに、委員の先生方で、御質問等ございますでしょうか。

坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 質問というか、コメントという感じですけれども、今日の御発表を伺っていて、インターネットの使い方とか、モラルの点では、特に、様々な取組が既にされていますので、消費者庁として何をするかというところを考えると、やはり、最新事例を集める仕組みをつくるということがすごく大事なのではないかなと思います。私も出前授業などたびたび行く機会があるのでけれども、その際に最新事例というのは、すごくほしいのですけれども、うまくそれがまとまっていて、ぱっと手にとれないという印象はあります。

また統計データとか、客観的なエビデンスみたいな、これだけ子ども達がネットを使っているというような、今日、いろいろなデータが示されていましたけれども、そういうものもさっと使えるようになっていたら、すごくいいなと思います。最新情報を集めて、資料を作るのは大変だったりします。

何か、そういうような全体的な、各世代に合わせたというのは、もちろん要るのですけれども、様々な取組を整理するみたいなことを全体的に検討されたらいいのではないかと。

それで、ネット上の問題は、今日はすごくモラルやいじめとか生活リズムの乱れへの対策、というのが多かったと思うのですけれども、とネット関係となるとこれに加えて消費者トラブルの3つが大きなテーマになると思います。それぞれに対応して、こういう取組があるとか、こんなデータがあるとか、そういうのをうまく整理されているような場を消費者庁として提供できたらいいのかなと思います。各世代ごとにというだけではなくて、

全体的にどういう情報をまとめたらいいかということも少し議論されてもいいのかなと思いました。

以上です。

○坂倉座長 坂本委員、ありがとうございました。

それでは、もう二方、永沢委員も手が挙がっておりますので、では、永沢委員、お願ひいたします。

○永沢委員 中村先生のお話しと関係しているのですけれども、最後のまとめのところに關して、今、吉村課長から、課題というお話があったのですけれども、この2回で課題を十分に認識できたのかと言えば、私は、やや疑問に思っております。

そして、どれだけの人に、消費者分野の情報教育がリーチしているのかとか、提供者は、どのような人でどのような状況にあるのか等の情報の整理が必要とも思います。また、情報教育の中でも、モラルとかもあり、いろんな要素がある中で、消費者啓発として実施されているものはどれぐらいあるのかなども、できたら、この分野に關心を持っていらっしゃる方への情報提供として出すことができれば、これから議論のためになるのではないかでしょうか。事務局の方には負担になるのですけれども、そういった情報があれば、活動支援になると思いました。最後に、坂本先生がおっしゃったような、最新のものが一目で分かるような試みができれば望ましいとも思います。

皆様に使っていただける情報を整理して報告書の一部として出したいというのは、私も、先生方と同意見でございます。

以上でございます。

○坂倉座長 永沢委員、ありがとうございました。

それでは、お待たせしました、東委員、お願ひいたします。

○東委員 すみません、もう皆さん、おっしゃっていただいたことと繰り返しになるので、簡単に申し上げたいと思いますが。やはり、幾らでもこういった取組、事例はあると思いますので、消費者教育の推進として、分科会として取りまとめるべき内容は何かということを、かなり絞っていく必要があるなということを感じたということでございます。

あるいは、先ほどの消費者教育の推進に関しては、担当別に考えるということが、従来から重要な視点になっていますので、これはもちろん大事だと思います。

ただ、先生方もおっしゃったように、その前の部分、全体的な部分、担い手の問題であったり、連携の問題であったり、情報教育の連携の仕方であったり。全体を通して確認すべき内容というのはたくさんあると思っておりますので、その辺りを含めた上での取組は引き続きという形で進めていただけるといいなと思いました。

私も流れについてですが、この分科会として、具体的な提言は、非常に難しいのではないかと思うのです。専門性もあるのですけれども、されど、スキルの問題ではなくて、進め方という視点で、やはり既に活用されている内容を、ぜひまとめていきたいという思いはございます。

以上でございます。

○坂倉座長 ありがとうございました。

よろしいですかね。

事務局、よろしいですか。

○事務局 はい。

○坂倉座長 御意見ありがとうございました。

では、いただいた御意見も参考にしながら、論点整理を事務局にお願いをしたいと思います。

では、そろそろお時間となりましたので、司会を事務局に、お返ししたいと思います。

○事務局 坂倉座長、ありがとうございました。

それでは、先ほど、資料4のほうで御説明をいたしましたけれども、次の第3回の分科会につきましては、年明けの1月後半を予定しているところでございます。

情報発信の場や、手法といったテーマで、専門家の方に、また、外部有識者として来ていただいて、話を聞いていただくとともに、これまでの委員の皆様からいただいた御意見を少し整理させていただきまして、論点整理に向けての議論ができればと思っております。

もし、何か有識者の方から聞きたいこと等ございましたら、事務局のほうに、できれば、今週の24日ぐらいまでに御連絡いただければ、ヒアリングを受けていただく方のほうにお伝えをしたいと思っております。

以上で、本日の議事のほうは、終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○坂倉座長 ありがとうございました。

では、ウェブで御参加の皆様、お疲れさまでした。